アポイ岳ジオパーク認定商品制度要綱

(趣旨)

1. この要綱は、アポイ岳ジオパーク認定商品制度について、必要な事項を定めるもの

とする。

(目的)

第２条　本制度は、様似町アポイ岳ジオパーク推進協議会（以下「協議会」という。）が、アポイ岳ジオパーク内の素材等を活用し、アポイ岳ジオパークの地質や自然、文化、歴史などを感じることのできる商品を「アポイ岳ジオパーク認定商品」として認定し、情報発信等を行うことにより、商品の販売促進や観光振興、ひいては地域活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第３条　この要綱において「認定」とは、申請された商品等について、選考基準に照らし合わせ、本制度の目的に適合するものを「アポイ岳ジオパーク認定商品」として認定することをいう。また、認定された商品を「認定商品」という。

(応募条件)

第４条　認定の対象商品は、アポイ岳ジオパークの地質や自然等を直接的または間接的に表現した商品及び商品化の目途のあるレシピ等（以下「レシピ等」という。）とし、次の条件を満たすものとする。

　(1)アポイ岳ジオパーク内の地質や自然、文化等との関わりについて、何らかの形で表現しているもの、または、アポイ岳ジオパークを前面に出してＰＲしているもの。

　(2)各種法令等を遵守していること。

(認定申請)

第５条　認定を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、アポイ岳ジオパーク認定商品申請書（以下「申請書」という。）（様式第１号）を協議会に提出しなければならない。

２　認定申請は、実際の商品やレシピ等が申請時点で存在する場合に受け付けるものとする。

(審査)

第６条　審査は、協議会役員を招集し行う。

２　審査は、書類審査及び現品審査を行う。

３　審査の際に必要な場合は、申請者等から意見を聞くことができる。

(選考基準)

第７条　認定審査にあたっての選考基準は次の通りとし、全ての項目を満たさない場合でも必要性や独自性等を勘案し、総合的に審査を行う。

　　①アポイ岳ジオパークとの関連性を表現しており、イメージアップにつながるものになっているか。

　　②様似町内で生産された一次産品等を原材料の一部として使用した加工品か。

　　③アポイ岳ジオパーク内の産品を使用しているか。

　　④商品の独自性があるか。

　　⑤商品の販売が継続的に見込まれるか。

(認定)

第８条　協議会は、申請された商品及びレシピ等を前条の基準に照らし合わせて審査を行い、適当と認められるときは、認定商品に認定する。

２　協議会は、認定商品の認定を受けた者（以下「認定者」という。）に認定証を交付する。

３　認定商品は、アポイ岳ジオパークを体感できる商品として情報発信等を行うとともに、事業等の際に優先して活用するものとする。

４　レシピ等の認定は、その商品化を希望する事業者等へ公開することを条件に、認定するものとする。

(認定期間及び再認定審査)

第９条　認定期間は認定された年度から３年間とする。

２　認定者は、再認定を求める場合、再認定申請書（様式第２号）を提出する。

３　再認定審査は、認定審査に準じて行うものとする。

(認定の変更)

第１０条　認定者は、認定商品等について、次の各号のいずれかに該当する変更が生じたときは、認定商品等内容変更届（様式第３号）を速やかに協議会に提出するものとする。

　(1)申請書の内容に変更が生じたとき。

　(2)認定品の生産、製造、販売または提供を中止したとき。

　(3)認定品の規格、形状などを大きく変更したとき。

(認定商品等の調査及び検査)

第１１条　協議会は、必要があると認めるときは、認定商品等の調査や検査を行うことができる。

(認定の取消)

第１２条　協議会は、認定商品等が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、認定を取り消すことができる。

　(1)審査基準や各種法令に適合しないと認められたとき。

　(2)虚偽の申請や届出により認定を受けたとき。

　(3)正当な理由なく、前条の調査等を拒否したとき。

　(4)生産または販売を行わなくなり、再開の見込みがないとき。

　(5)その他、認定商品等として認定することが適当でないと認められたとき。

２　協議会は、前項の規定により認定を取り消した時は、認定等取消通知書（様式第４号）により認定者等に通知するものとする。

３　第１項の規定により認定が取り消されたときは、認定者は直ちに認定証を協議会に返却しなければならない。

４　協議会は、認定を取り消した時は、必要に応じてその対象となる認定商品等及び認定者を公表することができる。

(レシピ等の商品化)

第１３条　認定したレシピ等について、レシピ等公開申請書(様式第５号)を提出した事業者等へ、その内容を公開するものとする。

２　公開したレシピ等を基に商品化したものは、レシピ等の内容と相違なく製造された場合は、認定商品とする。

３　公開したレシピ等を基に商品化したものを販売する事業者（以下「レシピ販売者」という。）は、販売前に商品化届出書（様式第６号）により商品確認と、認定を受けるものとする。

(認定者及びレシピ販売者の責務)

第１４条　認定者は、認定商品の製造、流通、販売等を行う際には、当該品に係る法令等への抵触、事故、苦情などに関する責任を負い、事故等が発生した場合には、その解決に向けて誠実な対応をしなければならない。

２　認定者は、消費者及び流通関係者に対して、認定商品の積極的な情報発信に努めるものとする。

３　認定品の品質、流通及び販売等に事故等があった時は、認定商品等事故発生報告書（様式第７号）により、直ちに協議会に報告すること。

４　レシピ販売者が、レシピを基に販売した商品（以下「レシピ商品」という。）に対しても、第１項から第３項を適用する。

(損害賠償)

第１５条　認定商品及びレシピ商品の瑕疵により事故が発生した場合は、認定商品に関しては認定者が、レシピ商品はレシピ販売者がその損害賠償の責務を負うものとし、協議会は原因に関わらず、これを負わない。

(その他)

第１６条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

　　　　附　則

　この要綱は、令和２年５月１５日から施行する。